

VI 策定經過資料



1. 第4次厚真町総合計画策定経過

日付	開催内容
26.04.01	・総合計画策定グループ設置
04.18	・第1回厚真町総合計画策定業務受託者選考委員会（審査基準） ・策定業務委託公募型プロポーザル（参加表明書受付開始）
04.25	・策定業務委託公募型プロポーザル（参加表明書受付締切、全4社提出）
05.01	・総合計画策定委員会設置 ・総合計画策定ワーキングチーム設置
05.13	・策定業務委託公募型プロポーザル（質問の回答）
05.19	・第1回ワーキングチーム全体会議
05.20～ 06.26	・各ワーキングチーム個別会議
05.27	・第1回総合計画策定委員会
05.30	・第2回策定業務受託者選考委員会（プレゼンテーション審査）
06.03	・第3回策定業務受託者選考委員会（受託者決定：(株)ぎょうせい）
06.09	・策定業務見積もり合わせ実施（(株)ぎょうせい）
06.13	・策定業務委託契約（委託先：(株)ぎょうせい）
07.22	・第2回ワーキングチーム全体会議
07.24	・第2回総合計画策定委員会
08.06	・第1回まちづくり委員会 ・第1回まちづくり委員会調査研究専門部会
08.12	・町民アンケート調査実施
08.29	・町民アンケート調査終了
09.16	・町内各種団体等第1次ヒヤリング
10.07	・小・中学生アンケート調査実施
10.10	・高校生世代アンケート調査実施
10.21	・町内各種団体等第2次ヒヤリング ・庁舎内各課各グループヒヤリング
10.24	・小・中学生アンケート調査終了 ・高校生世代アンケート調査終了
11.27	・第3回総合計画策定委員会 ・第2回まちづくり委員会調査研究専門部会
27.01.21	・第3回まちづくり委員会調査研究専門部会
02.19	・まちづくり講演会開催（札幌市立大学 原俊彦教授、厚真町の人口・その将来を考える）
02.24	・第4回総合計画策定委員会
02.26	・第4回まちづくり委員会調査研究専門部会 ・まちづくり討論会開催（みんなで語ろう 厚真町の未来）
03.17	・第2回まちづくり委員会

日付	開催内容
04.09	・町環境講演会（石 弘之氏、森むすびの会 30年後の日本と北海道～消滅か再生か）
04.16	・第4次総合計画実施計画調査説明会
05.22	・第5回総合計画策定委員会（委員のみ）
06.04	・第6回総合計画策定委員会（委員のみ）
06.15～ 06.17	・実施計画担当課ヒヤリング
06.17	・第5回まちづくり委員会調査研究専門部会
06.23	・議会総合計画策定に関する調査特別委員会設置
27.07.02 ～8月下旬	・実施計画ヒヤリング
08.24	・議会総合計画策定に関する調査特別委員会事務調査
09.28	・第6回まちづくり委員会調査研究専門部会
10.28	・第3回まちづくり委員会
11.27	・第7回総合計画策定委員会
11.30	・議会総合計画策定に関する調査特別委員会事務調査
12.04	・まちづくり討論会開催（10年後の厚真町に、あなたは住んでいますか？）
12.22	・第8回総合計画策定委員会
28.01.07	・第7回まちづくり委員会調査研究専門部会 ・第4回まちづくり委員会「第4次厚真町総合計画（素案）」諮問
01.08	・パブリックコメント開始（第4次厚真町総合計画（素案））
01.20	・第1回まちづくり委員会専門部会（人材・福祉分野審議、産業・都市基盤分野審議）
02.04	・パブリックコメント終了（意見提出者3人、13意見）
02.08	・第9回総合計画策定委員会
02.10	・第2回まちづくり委員会専門部会（人材・福祉分野審議、産業・都市基盤分野審議）
02.15	・議会総合計画策定に関する調査特別委員会事務調査
02.18	・第5回まちづくり委員会
02.19	・まちづくり委員会「第4次厚真町総合計画（素案）」答申
02.29～ 03.04	・包括連携協定によるデザイン提案（札幌市立大学 デザイン学部 羽深研究室）
03.08	・平成28年第1回議会定例会議案提出 ・総合計画策定に関する調査特別委員会付託
03.10	・総合計画策定に関する調査特別委員会付託事件審査 ・総合計画策定に関する調査特別委員会決議（原案のとおり可決することに決定）
03.16	・平成28年第1回議会定例会に総合計画策定に関する調査特別委員会より報告がなされ原案可決 ・パブリックコメントに対する意見募集の結果について、公表 ・第4次厚真町総合計画基本計画決定

I はじめに

II 序

論

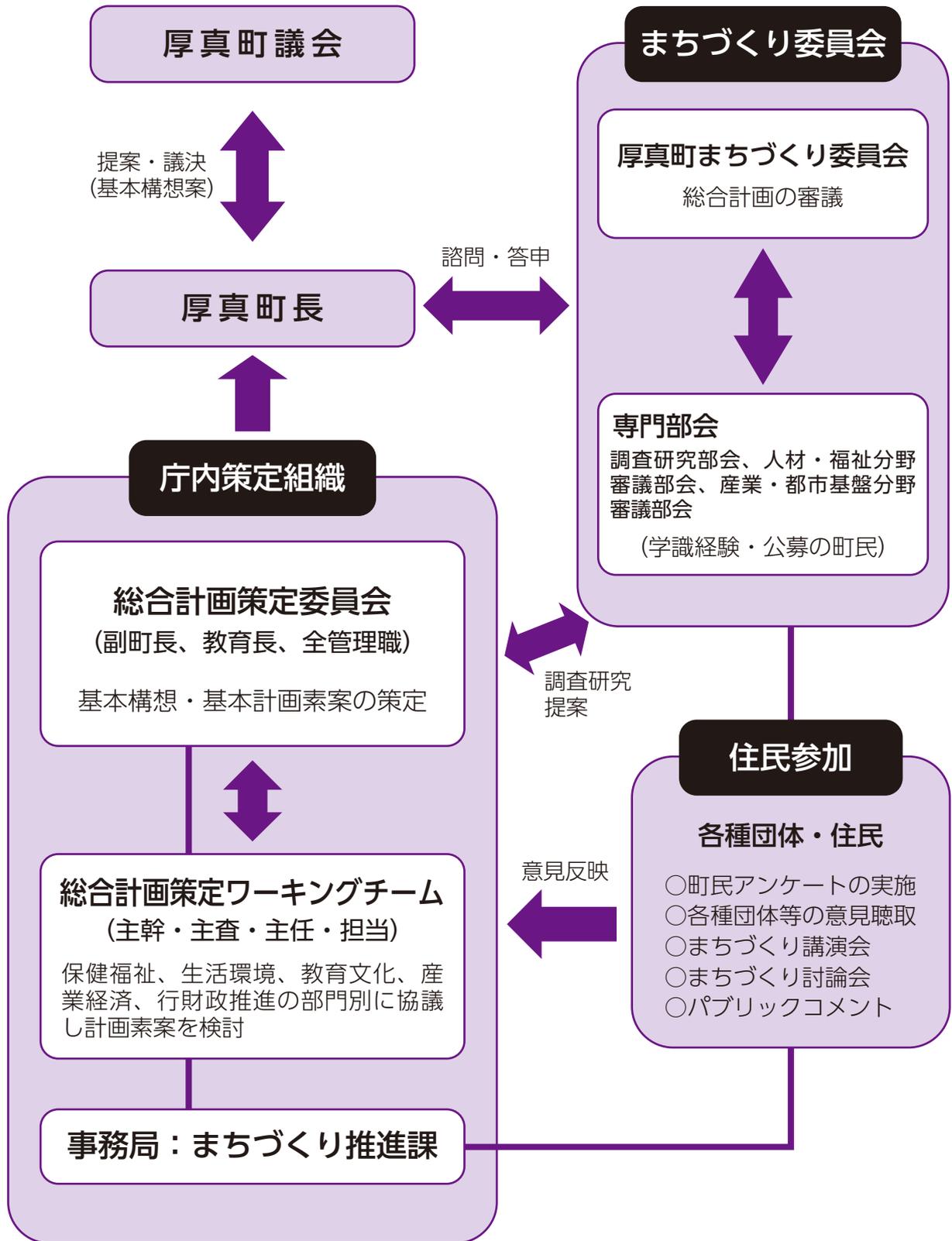
III 基本構想

IV 基本計画

V 進行管理

VI 策定経過資料

2. 第4次厚真町総合計画策定体制



3. 厚真町まちづくり委員会条例

○厚真町まちづくり委員会条例

昭和49年3月13日

条例第26号

(設置)

第1条 本町の社会、文化及び産業等に関する新しいまちづくり計画を樹立し、その完遂を期するため、厚真町まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて町の新しいまちづくりについて審議し、又は意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町教育委員会委員
- (3) 町農業委員会委員
- (4) 公共的団体の代表者
- (5) その他学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 町長は、特別の事由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会に、委員会の決定により専門部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

2 厚真町総合計画策定審議会条例（昭和46年条例第10号）は、廃止する。

4. 厚真町まちづくり委員会

(任期：平成 26 年 8 月 1 日～平成 28 年 7 月 31 日)

氏 名	役 職 名 等	委員区分	住 所
佐藤 泰夫	厚真町教育委員会委員長	2号委員	富里
長谷川 和司	厚真町農業委員会会長職務代理	3号委員	鹿沼
斉藤 義幸	とまこまい広域農業協同組合厚真地区理事	4号委員	軽舞
宮下 重雄	苫小牧広域森林組合代表理事副組合長		幌里
◎寺坂 文秀	厚真町商工会長		本郷
松平 功	厚真町社会福祉協議会長		高丘
尾谷 純司	学識経験者	5号委員	本郷
澤口 伸二	//		共和
○藤本 昭子	//		新町
海沼 孝太	//		上厚真
櫻井 裕司	//		表町
藤澤 伸子	//		共和
斉藤 信寛	//		軽舞
杉井 紀子	//		豊沢
岡部 純	//		京町
久保 めぐみ	//		表町
土居 元	//	本郷	

◎委員長 ○副委員長

* 1号委員：町議会議員（平成 18 年度より町議会推薦の議員の委嘱はしていない）

2号委員：町教育委員会委員 3号委員：町農業委員会委員

4号委員：公共的団体の代表者 5号委員：その他学識経験を有する者

5. 厚真町まちづくり委員会アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 本町が策定するまちづくり計画全般について、助言・提言を得ることを目的として、厚真町まちづくり委員会アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(委 嘱)

第2条 アドバイザーは、学識経験を有する者又はまちづくりに関する専門的知識を有する者のうちから町長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 町長は、特別の事由があるときは、任期中であってもアドバイザーを解嘱することができる。

(職 務)

第3条 アドバイザーは、町が設置する厚真町まちづくり委員会（以下「委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について専門的な立場から助言・提言を行う。

- (1) 委員会が所掌する事項に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(報償及び費用弁償)

第4条 町は、アドバイザーに対し、予算の範囲内で報償及び費用弁償を支給する。

(庶 務)

第5条 アドバイザーに関する庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの設置及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

(任期：平成27年6月1日～平成28年7月31日)

氏 名	役 職 名 等	勤 務 先 等
原 俊 彦	教 授	公立大学法人札幌市立大学デザイン学部
阿 武 徹	支 店 長	苫小牧信用金庫厚真支店

6. 厚真町総合計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 平成28年度以降の本町まちづくりの指針となる新たな厚真町総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、厚真町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の素案の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に必要な調査研究及び資料の収集に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、副町長を委員長、教育長を副委員長とし、全管理職を委員とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認める場合は、随時関係者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 この委員会の事務局は、まちづくり推進課に置く。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

7. 厚真町総合計画策定委員会

委員長	副町長	近藤泰行
副委員長	教育長	兵頭利彦
委員	総務課長	小松豊直
//	総務課参事	岩田善行
//	町民福祉課長	松田敏彦
//	町民福祉課参事	吉田良行
//	まちづくり推進課長	中川信行
//	まちづくり推進課参事	大坪秀幸
//	産業経済課長	佐藤忠美
//	産業経済課参事	伊藤文彦
//	産業経済課参事	木戸知二
//	建設課長	酒井精司
//	建設課参事	森本雅彦
//	上厚真支所長	矢幅敏晴
//	会計管理者	沼田和男
//	議会事務局長	佐藤照美
//	農業委員会事務局長	眞壁英明
//	生涯学習課長	遠藤秀明
//	生涯学習課参事	橋本欣哉
事務局長	まちづくり推進課参事	西野和博
事務局員	まちづくり推進課主幹	押見正敏
//	まちづくり推進課主査	藤岡隆志
//	まちづくり推進課主任	大塚知美
//	まちづくり推進課主任	江川允典

8. 厚真町総合計画ワーキングチーム設置要綱

(目的)

第1条 平成28年度以降の本町まちづくりの指針となる新たな厚真町総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、厚真町総合計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキングチームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の素案の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に必要な調査研究及び資料の収集に関すること。

(組織)

第3条 ワーキングチームは、専門委員会と総括委員会で構成する。

2 専門委員会は、保健福祉、生活環境、教育文化、産業経済、行財政推進の5委員会とし、主幹級以下の職員の中からそれぞれ8名を町長が選任する。

3 各委員会に、委員の互選により委員長及び書記を置く。

4 総括委員会は、各専門委員会の委員長及び書記により構成する。

(会議)

第4条 各委員会は、各所管委員長が招集する。

2 委員長が必要と認める場合は、随時関係者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 このワーキングチームの事務局は、まちづくり推進課に置く。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

9. 厚真町総合計画ワーキングチーム

1. 総括委員会 各専門（5）委員会の委員長及び書記からなる10名の委員会構成による。

2. 保健福祉委員会

町民福祉課主幹（町民生活グループ）	上 田 敦 子	（委員長）	
町民福祉課主査（子育て支援グループ）	宮 下 葉 子		
町民福祉課主幹（地域包括支援センター）	龍 崎 ひさえ		
町民福祉課主査（健康推進グループ）	宮 本 幸 世		
町民福祉課主査（町民生活グループ）	阿 部 雄 史		
町民福祉課主査（福祉グループ）	中 村 信 宏	（書記）	
町民福祉課主査（福祉グループ）	金 澤 令 仁		
建設課主任（建築住宅グループ）	江 川 泰 弘		8名

3. 生活環境委員会

建設課主幹（上下水道グループ）	佐 藤 義 彦	（委員長）	
町民福祉課主査（福祉グループ）	宮 本 慎 也	（書記）	
総務課主査（財政グループ）	甫 一 樹		
建設課主査（土木グループ）	佐 藤 淳 司		
総務課主査（税務グループ）	中 村 真 吾		
総務課主査（財政グループ）	田 中 紀 嘉		
町民福祉課主任（町民生活グループ）	近 藤 奈々子		
建設課主任（建築住宅グループ）	橋 本 一 哉		8名

4. 教育文化委員会

生涯学習課主幹 (社会教育グループ)	齊 藤 雪 美 (委員長)	
町民福祉課主幹 (子育て支援グループ)	高 安 正	
生涯学習課主幹 (学校教育グループ)	木 戸 達 也	
町民福祉課主査 (子育て支援グループ)	青 木 久美子	
産業経済課主幹 (商工観光林業水産グループ)	中 島 壮 一	
生涯学習課主査 (学校教育グループ)	篠 原 拓 也 (書記)	
生涯学習課主査 (社会教育グループ)	宮 下 桂	
建設課主任 (上下水道グループ)	飯 塚 浩 由	8名

5. 産業経済委員会

建設課主幹 (土木グループ)	加 藤 克 彦 (委員長)	
会計室主査	青 木 陽 子	
総務課主査 (総務人事グループ)	奥 村 与志照	
まちづくり推進課主査 (事業推進グループ)	小 山 敏 史	
総務課主査 (税務グループ)	大 垣 貴 弘	
産業経済課主任 (商工観光林業水産グループ)	宮 久 史	
産業経済課主任 (農政グループ)	丸 山 泰 弘	
農業委員会事務局主事	永 澤 宏 基 (書記)	8名

6. 行財政推進委員会

議会事務局主幹	若 林 修 一 (委員長)	
建設課主幹 (建築住宅グループ)	當 田 美 範	
総務課主幹 (税務グループ)	青 木 雅 人	
学校給食センター主幹	蛇 池 克 広	
総務課主査 (総務人事グループ)	中 田 倫 子	
産業経済課主査 (農政グループ)	佐 藤 大 輔 (書記)	
建設課主任 (土木グループ)	松 浦 健 二	
産業経済課主事 (商工観光林業水産グループ)	南 部 友 基	8名

7. 各委員会事務局 まちづくり推進課

事務局長	参事 西 野 和 博 (委員長)	
事務局員 (総括担当)	主幹 押 見 正 敏	
// (保福担当)	主幹 中 井 徹	
// (教文担当)	主査 佐々木 春 香	
// (総括・産経担当)	主査 藤 岡 隆 志	
// (総括・行財担当)	主任 大 塚 知 美 (書記)	
// (総括担当)	主任 江 川 允 典	
// (生環担当)	主事 森 田 綾	8名

10. 第4次厚真町総合計画に係る諮問

厚総合号

平成28年1月7日

厚真町まちづくり委員会

委員長 寺坂文秀様

厚真町長 宮坂尚市朗

第4次厚真町総合計画（素案）について（諮問）

第4次厚真町総合計画を定めるにあたり、別紙のとおり計画（素案）を策定しましたので、まちづくり委員会の意見をいただきたく、諮問いたします。

(まちづくり推進課総合計画策定グループ)

I
はじめにII
序

論

III
基本構想IV
基本計画V
進行管理VI
策定経過資料

11. 第4次厚真町総合計画に係る答申

平成28年2月19日

厚真町長 宮坂尚市朗 様

厚真町まちづくり委員会
委員長 寺坂文秀

第4次厚真町総合計画（素案）について（答申）

平成28年1月7日付けをもって諮問のあった第4次厚真町総合計画（素案）については、2つの審議専門部会（人材・福祉分野、産業・都市基盤分野）と全体委員会を通じて慎重審議の結果、これを適当と認め、次の意見を付して答申します。

記

- 1 町の将来像である「あつまる つながる まとまる 大いなる田園のまち あつま」を実現するため、町民の意見や当委員会の審議過程における意見を十分に尊重するとともに、本計画を町民に分かりやすく周知し共有することで、協働のまちづくりを推進すること。
- 2 すべての町民が住み良さを実感し、愛着をもって、いつまでも厚真町に住み続けたいと思えるよう、本計画に掲げる各種施策を総合的に推進し魅力的なまちづくりを図ること。
- 3 人口減少を克服するため、先に策定した「厚真町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体的な施策展開により、移住・定住の推進、すべての産業の成長産業化、地域コミュニティの維持など持続可能なまちづくりを推進すること。
- 4 「まちづくり指標」に基づいたPDCAサイクルによる計画の進行管理を徹底するとともに、その達成度を町民とともに検証し、成果を町民に分かりやすく示すことで計画の実効性の確保を図ること。
- 5 急速に変化する社会情勢などに柔軟に対応し、時代のニーズに合ったまちづくりを推進するため、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

用語説明

用語	説明	初出ページ
パブリック・コメント	公的な機関が規則の制定等をする際に、制定前に、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続を行うこと。	2
ローリング方式	ローリングとは、ロール、回転するの意味。何年間かにわたる計画を、進捗にあわせて毎年微修正をかけながら、計画期間も後年度に送りながら更新していく方式。	3
P D C A サイクル	Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返し、計画を運用していく方式。ローリング方式と違い、計画期間の後年度送りは前提としていない。	4
まち・ひと・しごと創生法	地方の人口減少の克服をめざし、「まち」(夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成)、「ひと」(地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保)、「しごと」(地域における魅力ある多様な就業の機会の創出)の創生を一体的に推進するために平成26年に制定された法律。	5
T P P	トランス・パシフィック・パートナーシップの略。環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定。経済発展のためには、国内産業を保護するための関税は低いほどよく、この協定では、加盟国間での関税撤廃をめざしている。	5
インバウンド	原義は「入ってくる、内向きの」という意味の形容詞。近年、訪日外国人旅行を指す用語として用いられている。	5
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。平成6年にそれを推奨する法が制定され、普及が図られている。	5
フルデマンド方式	利用者の要求(デマンド)に対応して運行する形態のデマンド型公共交通において、利用者の希望乗降点、希望乗降時刻に一定の制限がある「セミデマンド方式」に対し、それらの需要にすべて対応する方式。	6
国立社会保障・人口問題研究所	将来人口の推計などを専門的に行っている厚生労働省の部局の1つ。	16
ネウボラ	妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長・発達の支援はもちろん、母親、父親、きょうだい、家族全体の心身の健康サポートも目的としているフィンランドの組織。国では、これを参考に、日本版のネウボラを各地域に普及させ、子育て力の向上を図ることをめざしている。	19
地域包括ケアシステム	厚生労働省が普及をめざす高齢者支援の概念で、介護サービスだけでなく、様々な支援を重層的に組み合わせ、高齢者が、自立、要介護、要医療などのどんな状況であっても、地域で安心して暮らせる支援体制づくりをめざしている。	22
発達支援センター	発達の遅れや障がいのある子どもとその家族に、相談支援や療育を行っている。総合ケアセンターゆくり内。	22

用語	説明	初出ページ
バイオマス資源	バイオマスとは、生物資源（バイオ）の量（マス）からの造語。再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。食品廃棄物、製材後の残材などの廃棄物系資源、稲わらなど未利用系資源などがある。	24
土地区画整理事業	土地の区画を整えながら、宅地、道路、公園などを一体的に整備する事業。すでにある程度の住宅が建っているところの、区画を整え、居住環境の向上を図る手法として用いられる。	26
デマンドバス	利用者の要求（デマンド）に対応して運行する形態のバス。	26
U・Iターン	Uターンは、出身地に戻って定住すること。Iターンは、出身地以外のところに移住し、定住すること。	27
インターンシップ	特定の職の経験を積むために、それが可能な企業等の組織で一定期間就労すること。	27
スクラップ・アンド・ビルド	一つの新しいことを始めるとき、負担を減らすために、すでにあることを一つ削減すること。	29
サテライトオフィス	企業等が本拠から離れた所に設置するオフィス。企業等は、自身の事業に益する目的で行うが、立地自治体にとっては、地域を振興する効果がある。	33
認定こども園	幼稚園は3～5歳児を対象とした幼児教育の場、保育所は共働き家庭等の0～5歳児を対象とした保育の場という制度の二元化による課題を解決するために平成18年にできた制度。幼稚園と保育所の両方を制度上兼ねる。厚真町のように、これへの移行が進むところもあるが、既存の幼稚園のみ、保育所のみから、あえて移行することを希望しない幼稚園、保育所も多い。	38
英検	公益財団法人日本英語検定協会が実施する英語技能の検定。正式には、実用英語技能検定。5級・4級・3級・準2級・2級・準1級・1級がある。	40
全国学力・学習状況調査	平成19年より日本全国の小6、中3生全員を対象に行われているテストで、一般に「全国学力テスト」と呼ばれるが、学力・学習状況の調査的性格のあるテストである。	40
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	平成20年より日本全国の小5、中2生全員を対象に行われているスポーツテスト。一般には、「全国体力テスト」「全国運動テスト」とも呼ばれている。	40
コミュニティ・スクール	学校の運営や改革について、地域住民に積極的にかかわってもらって一部を任せる形態の学校のこと。平成16年に地方教育行政に「学校運営協議会」の任意設置が制度化され、学校運営に関して、教育委員会や校長に意見を述べたり、校長の作成した方針等を承認するといった権限を与えられるようになった。国では、この形態のコミュニティ・スクールの普及をめざしており、平成27年現在で全国で2,000校以上が同協議会を設置している。	43

用語	説明	初出ページ
ノルディックウォーキング	2本のポール（ストック）を使って腕も動かし、運動効果をより増強するウォーキング。	46
ふまねっと	歩行機能や認知機能の向上を図る軽スポーツで、床に格子状の網を置き、網を踏まないようにゆっくりと歩く。	46
地域おこし協力隊	地方自治体が、地域おこしや地域の暮らしなどに興味のある都市部の住民を自治体や協力事業所の職員として受け入れる制度。平成21年度から制度化され、総務省が地方自治体に対して財政支援をしている。	48
地域おこし企業人交流プログラム	三大都市圏に勤務する大企業の社員が、過疎市町村など一定の条件にあう市町村に1～3年間派遣され、自治体や協力事業所の職員として就労する制度。平成24年から制度化され、平成26年にこの制度名となっている。総務省が市町村に対して財政支援をしている。	48
ソーシャル・コミュニティビジネス	利潤を追求するだけでなく、社会問題（ソーシャルビジネス）や、地域課題（コミュニティビジネス）の解決を目的とするビジネス。	49
介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険の要支援ランクの要介護認定者に実施してきた介護予防を目的とした介護サービスと、介護保険要介護認定者以外の介護予防事業を、介護保険制度の中で総合的に提供する事業。要支援ランクの要介護認定者に実施してきた介護予防を目的とした介護サービスのうち、訪問介護と通所介護が当事業に移行する。また、介護保険事業以外で実施してきた日常生活支援事業、介護保険制度の地域支援事業の中で実施してきた日常生活支援事業も、各市町村で任意にこの事業に組み込んでいくことができる。	52
地域ケア会議	公的サービスやボランティアによる支援が必要な人に対し、支援の担い手やコーディネーターが、その人の生活状況をふまえ、適切な支援のあり方を検討する会議。	53
小規模多機能型居宅介護事業所	訪問介護、通所介護、短期入所を組み合わせる利用者へ提供し、利用者の在宅生活を支援する事業所。「小規模多機能型居宅介護」が介護保険サービスメニューの1つとなっている。	53
障害者自立支援法・障害者総合支援法	障害者の生活を支えるため、国・都道府県・市町村が財政負担を行う福祉サービスのメニューや提供の方法を定める法律。	54
福祉的就労	最低賃金法で定める最低賃金以上で働ける状態にない人が、生きがいづくりや心身の機能向上などを主な目的として就労すること。	54
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。都道府県社会福祉協議会が事業主体となっている。	55
成年後見制度	民法の規定に従い、判断能力が不十分な方の行為能力を制限し、後見人が法律行為を行うことにして、その方を保護するとともに取引の円滑化を図る制度。	55

用語	説明	初出ページ
市民後見人	親族など、民法による法定後見人になれる人がいない場合に、家庭裁判所が一般市民を選任し、その方が本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う制度。	55
健康寿命	平均寿命から、病気や要介護状態など健康上問題がある期間を差し引いたもの。	56
二次医療圏	二次医療は、身近な場所での一次医療、重篤な患者への三次医療の中間に位置する医療。厚真町は、苫小牧市を中心とする二次医療圏に所属している。	56
後期高齢者医療保険	75歳以上の高齢者を対象に、それまでの老人保健制度に代わり、平成20年から導入されている医療制度。保険料収入が見込まないことから、各医療保険者からの拠出金などを主な財源に、公的医療制度として運営を継続していけるよう、都道府県単位の広域連合が設置され、運営主体となっている。	56
特定健康診査・特定保健指導	内臓脂肪症候群（メタボリック・シンドローム）対策に重点を置いた健康診査と保健指導。平成20年から医療保険者が実施していくことが義務化され、市町村では国民健康保険の保険者として、被保険者を対象に実施している。	56
ジェネリック医薬品	医薬品の有効成分に対する特許が切れ、安価に提供できる後発医薬品。	57
特別栽培米	農林水産省のガイドラインに従って、化学合成農薬や化学肥料を削減して生産された米。	61
畜産クラスター	畜産農家をはじめ、飼料メーカー、機械メーカー、ヘルパー組合、行政、JAなど、地域の関係事業者がクラスター（ブドウの房）として連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産の実現をめざすもの。	62
GPS	人工衛星を利用して位置情報を正確に割り出すシステム。	62
クラインガルテン	宿泊機能があり、都市住民が滞在型で農業ができる貸し農園。	71
光ファイバー	石英ガラスなどを用いた通信ケーブルで、大容量の電子データの高速度通信を行うことができる。	74
地域イントラネット	イントラネットとは、インターネットの技術を用いて利便性を高め、かつ、アクセスできる端末を制限することで安全性を高めた組織内情報通信ネットワークのこと。地域イントラネットとは、一定の行政区域内で、公共施設間で構築したイントラネットのこと。	74
Wi-Fi	インターネットの通信を通信衛星を使って無線状態で行う「無線LAN」の国際規格の一つ。スマートフォンなど持ち運び型の情報端末の通信媒体として普及が進んでいる。	75
市街化区域・市街化調整区域	都市計画法上の区域区分で、市街化区域は、宅地整備など市街化を進めていく区域で、市街化調整区域は、農地の保全などのため、市街化を抑制していく区域。	76

用語	説明	初出ページ
LED	LEDとは、近年、実用化が進む「発光ダイオード」の技術のことで、ここでは、LEDを使用した照明器具のことを指している。LEDを使用した照明器具は、従来の白熱電球と比べ、低消費電力で長寿命といった特長がある。	79
簡易水道	水道法上の区分で、給水人口が5,000人を超えるものを上水道、5,000人以下のものを簡易水道と呼んでいる。	82
PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して総合的に行う手法のこと。	83
業務継続計画(BCP)	BCPは、ビジネス・コンティニュイティ・プランの略。災害など応急対策が必要な時に、応急対策を行いながら、組織の通常業務をどう継続・再開させるかを計画するもの。	84
フェイスブック	世界的に普及しているインターネット上の交流サービス(ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS))の1つ。利用者個人の画面が会員に閲覧され、文字や画像の情報のやりとりを通じて、会員間での交流が行われる。	90
実質公債費比率	自治体の収入に対する負債返済の割合のこと。18%以上だと、新たな負債をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと起債が制限される。	92
大規模償却資産	市町村が民間の土地、建物などに固定資産税を賦課する際、大規模な工場などが立地すれば、自治体の財政規模に対する影響が大きい。このため、一定規模の大規模な償却資産は、その変動の緩和や、税制格差の解消を図るために、地方税法上の特例が設けられている。	93
定住自立圏	平成20年から制度化された新しい広域行政のしくみで、中心市が中心市宣言を行い、その中心市と周辺市町村が連携協定を結ぶことで、広域連携事業を進めていく。	93
マイナンバー制度	国内で住民登録をするすべての人にそれぞれ12桁の番号を割り振り、社会保障、税、災害対策などの分野で利用する制度。行政事務の効率化のほか、脱税や給付金不正受給の防止などのねらいもある。	93